

東京高裁は「異議申立」を認め 狹山事件の再審を開始せよ！

不当な「再審棄却決定」糾弾！

昨年2月7日、東京高裁第四刑事部によって下された「再審棄却決定」は、白を黒と云いくるめる全く不適切な決定です。狹山弁護団は、石川さんの無実を証明する多くの証拠を提出してきました。昨年五月には、無実を一層明らかにする新事実まで発見されています。つまり、脅迫状に書かれた訂正前の身代金指定日が、16年間信じられてきた「4月28日」ではなく「29日」だということがわかったのです。それまでの裁判の認定でも石川さんの「自白」でも、ずっと「28日」だとされてきました。石川さんが本当の日付を知らなかつたのは、犯人ではないことの何よりの証しです。ところが、東京高裁は、これを石川さんの「記憶違い」として退けたのです。どこの世界に、身代金を持つてこさせる一番重要な日を忘れる誘拐犯人がいるでしょう。これだけでも、再審棄却決定の不当性は明らかです。

東京高裁は「異議申立」を認めろ！

狹山弁護団は、再審棄却決定に対してすぐさま「異議申立」を行ないました。そして、東京高裁第五刑事部に対して、異議申立を認め、再審棄却決定を取り消すよう求めています。更に、昨年9月30日には異議申立補充書を提出し、再審棄却決定の不適性を一層明らかにしています。

例えば、犯人が現場に残したとされる足跡が、石川さん宅から押収された地下タビによつてつけられたというのが、これまで石川さん「有罪の「証拠」の一つにされきました。弁護団は、現場足跡は押収地下タビの足跡よりもはるかに大きく、両者が全く違うことを從来から明らかにしてきました。しかし、東京高裁は、大きさが違うのは歩いたときの「広がりや移行によるずれ」のためだと云い逃げてきたのです。弁護団は、補充書中の新鑑定によつて、現場足跡は足長と足巾の両方が大きく、移行のずれでは、両者が同時に大きくなり得ないことを明らかにしています。

この様に異議申立補充書は、石川さんの無実を一層明らかにしています。しかし同時に、補充書提出によつて裁判所はいつでも異議申立に対する判断を下せるようになりました。これまでの態度からも、早期の異議申立棄却を狙つてていることは明らかです。東京高裁は異議申立を認めさせ、再審棄却決定を取り消させるよう、大衆的な力で東京高裁を追いつめていきましょう。

東京高検は隠し持つ全証拠を開示せよ！

東京高裁はまだ多くの証拠を開示せず、隠し持つままです。例えば、石川さんの「自白」では、脅迫状は兄さんのボールペンで書いたとされています。警察は石川さん宅からボールペンを押収し、その上インクの鑑定まで行つていますが、この鑑定書は未だ開示されていません。もし、これらの証拠が石川さんの有罪を示すものなら、とつぶに開示されているはずです。検察側が、多くの証拠を隠しているのは、それが石川さんの無実を一層明らかにし、開示すれば検察側が決定的に不利になるからです。他のエン罪事件、例えば松川事件でも、被告人のアリバイを示す諷訪メモの開示により無罪判決が勝ち取られたことは有名です。この様に、検察側が隠し持つ証拠開示の闇いは、石川さんを取り戻すために極めて重要です。狹山弁護団は、2月上旬に東京高検に対し、全証拠開示の要求を行うことを決定しています。また、部落解放同盟を始めとして、我々も証拠開示要求の署名運動を展開しています。

2・7狹山中央集会へ決起しよう！

部落解放同盟は、1月28日（76年、最高裁への上告趣意書提出日）から、再審棄却一ヵ年の2月7日までを、狹山闘争旬間として、集団登校等で闘うことを決定しています。そして、2月7日には東京で中央総決起集会が開催されます。我々、解放研連絡会も2月1日に学生解放研集会を開催し、全力で闘い抜きます。東京高裁に異議申立を認めさせ、再審を開始させて、石川さんを取り戻すまで、共に闘いましょう！

2・1
**狹山異議申立棄却阻止！事実調べをかちとり
再審開始をかちとろう！学生解放研集会**
とき…2月1日6時 ところ…府立労働センター
講演…植松美行（中央狹山闘争本部）

狹山・統計闘争勝利学生解放研連絡会

京都市左京区吉田牛ノ宮町21 京大YMCAs地蔵寮内

☎ 075(751)9744

無実の罪で獄中18年!!

狹山事件——部落差別によるエン罪

女子高校生殺害事件おこる!!

一九六三年五月一日、埼玉県狭山市において、女子高校生・中田善枝さんが行方不明となり、身代金を要求する脅迫状が自宅で発見されました。犯人が指定した場所には、四十数名もの警官が張り込みましたが、あらわれた「犯人」をみすみす取り逃がしてしまいます。四日、善枝さんは死体となつて市内の農道から発見されました。

これより前、「吉展ちゃん事件」で同様の捜査ミスを犯し、未解決のままであつた事もあって、警察の失態に対する人々の批難は高まりました。当時は、安保闘争の熱さめやらぬ時期であり、治安強化を狙う権力者にとって、犯人逮捕・威信回復は至上命令でした。

「生きた犯人を!!」——部落を狙いうち

五月六日、重要容疑者であり、中田家の元作男で、関係の深かつたO氏が謎の死をとげました。この報を聞いた当時の篠田国家公安委員長は、「こんな悪質な犯人はなんとしても生きたままファンズかまえてやらねば……」と語りました。こうして警察は真犯人探しをあきらめ、「誰が犯人か?」ではなく、「誰を犯人に」といった捜査を始めます。当初、「顔見知り・知能犯」とされていた犯人像も「素行不良者」と変えられ、狭山市内の二つの被差別部落に対し、差別的な集中見込み捜査が行われます。それは、部落の成人男子百二十名全員に取調べを行い、内二七名を連行、三名を別件逮捕というすさまじいものでした。

自らの差別的体質と、住民の中の根強い差別意識、マスコミの意図的な報道を利用したのです。

石川一雄さん不当逮捕!!

そうした中で、五月二三日、市内の部落に住む石川一雄さん(当時24歳)は、ささいな事をダシに、別件で逮捕されました(多くのエン罪事件は違法な別件逮捕でつくられています)。そして、取調べの期限の六月一七日には一端釈放して、即座に同じ警察内で再逮捕するという戦前さながらの「タライまわし」で、不当な長期勾留を行つたのです。

デッチ上げられた「自白」

石川さんは、逮捕されてから一ヶ月以上もガンとして無実を主張し、再逮捕後にはハンストまで行つて抗議しました。しかし警察はハンストで体力、気力の弱まつた石川さんに顔見知りの巡査を近づけ、善枝さん殺しを認めるよう強要したのです。以前から、二セの弁護士をさし向けたり、不当な面会制限を行つて弁護士不信をあおり、信用できるのは警察だけだと思い込ませていつたのです。そして、このままではいつ出れるとも知らず、「お前でなければアンちゃん(兄さん)が犯人だ」「やつたと言えば十年で出してやる」等の脅迫・甘言・拷問の中で、石川さんはついに警察の言うがままの「自白」を認めさせられてしまします。

デタラメな裁判

一審では、石川さんはわずか半年で死刑の判決を受けました。当時、部落差別のため小学校すら満足に行けず、「十年で出してやる」という約束を信じて疑わなかつた石川さんも判決後、同じ獄中の無実の死刑囚、三鷹事件の竹内さんから、それがウソであり、外の人と相談すべき事を教えられます。そして、しだいに事の本質を知り、二審の冒頭で、再び無実を叫び、起ち上つたのです。これをきっかけに、石川さんの無実は、多くの証拠を通して明らかになり、多くの人々はその支援に起ち上りました。ところが、一人の人間の命より「法の秩序」を重じる裁判は、警察のデッチ上げが明るみに出るのを恐れ、第二審では無期懲役・最高裁でも上告棄却という、眞実に目をそむけた政治判決を下したのです。そして、昨年二月七日には再審請求をも不當に棄却する決定がなされました。現在、狭山弁護団は異議申立を行い、東京高裁に再審棄却決定を取り消して、再審を開始するよう求めています。

2・7 狹山再審棄却糾弾・事実調べ要求
中央総決起集会

とき…2月7日1時

ところ…日比谷野音